

浜松商工会議所

プラタナス共済制度のしおり

<加入者の皆様へ>

本しおりは、平成 21 年 7 月現在の内容を記載しています。

今後、将来にわたって、経済情勢の変動等の理由により、内容が変更されることがあります。

今後、本しおりに変更があった場合、加入者の皆様には、当共済制度のホームページより速やかにお知らせをいたします。

当ホームページにてご契約のご確認をいただくようお願いいたします。

浜松商工会議所共済制度ホームページ <http://kyosai.net>

浜松商工会議所 会員交流課(共済係)

この制度の団体定期保険部分は浜松商工会議所が別記の生命保険会社と締結した「災害保障特約付団体定期保険契約」にもとづいて運営されます。

したがってお申込の契約については契約内容重要事項記載資料（パンフレット）および「団体定期保険普通保険約款」、「団体定期保険災害保障特約条項」の他、この「しおり」に記載された内容が適用されますので、ご加入に際しては必ず契約内容重要事項記載資料（パンフレット）、この「しおり」及び巻末の〈団体定期保険の約款について〉をご参照ください。また、当会議所には独自の見舞金制度・祝金制度があります。

ご加入について

つぎの各事項はこの制度の基本となる大切なことですので、今一度ご確認ください。

1. 加入資格

この制度には浜松商工会議所会員事業所の個人事業主、法人の役員およびその従業員で14歳6ヵ月を越え、65歳6ヵ月までの方のうち、つぎの（1）～（4）に該当する方を除いて、どなたでも被保険者として加入できます。（1）～（4）に該当する方は別途「告知書」を提出下さい。その場合は、告知内容により、加入（増額）できない場合があります。

＜被保険者となられる方全員が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知（署名・捺印）し、保険加入に同意することが必要です。＞

- （1）現在、就業制限を受けている。
- （2）最近3ヵ月以内に医師による治療・投薬（指示・指導を含む）注1を受けたことがある。
- （3）過去1年以内に、病気やケガで手術をうけたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがある。また、過去1年以内に病気やケガで2週間以上にわたり注2、医師の治療・投薬（指示・指導を含む）注1をうけたことがある。
- （4）手・足の欠損または機能に障害がある。また背骨（脊柱）・視力・聴力・言語・そしゃく機能に障害がある。

（注1） 治療・投薬（指示・指導を含む）とは

医師の診察・検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。

（注2） 2週間以上にわたりとは

一連の病気やけがで、医師の治療・投薬（指示・指導を含む）を受け、転医・転科を含め、初診から終診までの継続加療期間で、医師の管理下にあった期間をいいます。

受診は2日であっても、その間が2週間以上の場合は告知が必要です。（実際の診療日数ではありません）1回の受診で2週間以上の投薬を受けた場合も告知が必要です。

なお、上記（1）～（4）の各事項について、事業主または被保険者が故意または重大な過失によって、加入または増額申込の際に、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、告知義務違反として保険金、給付金のお支払ができない場合がありますので十分ご注意ください。

*特に危険な職種に従事する事業所の場合、加入を制限することがあります。（危険な職種とは、競艇・オートバイ・自動車の選手、テストドライバー、ボクサー、レスラー、サーカス団員、潜水作業員その他これらに類似する業種及びこれらと同等の危険度があると認められる業種を言います）

*本所会員を脱退した場合は、契約は継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

2. 加入申込

この制度に加入を希望する会員事業所の事業主（法人の場合はその法人、個人事業所の場合はその事業主をいいます）は、「加入申込書」に加入資格を有する方の氏名、保険金受取人等をご記入いただき被保険者の同意印・告知印・事業主印をご捺印のうえ、本所へご提出ください。

3. 加入日

加入申込は毎月お取扱いしますが、申込日によって次のとおり加入日が異なります。

- (1) 20日までに申込みされた場合、申込の月の翌々月1日を加入日とします。
- (2) 21日以後末日までに申込みされた場合、申込の月の翌々々月1日を加入日とします。

4. 効力発生日

この制度の効力は加入日より発生します。したがって、申込日から加入日までの間に発生した死亡あるいは不慮の事故については保障の責任を負いません。

5. 被保険者証

ご加入の証として「団体定期保険被保険者証」を発行いたします。なお、被保険者証の本所からの送付日は加入月の中旬頃となりますが、新規加入事業所については、担当普及員が加入月にお届けいたします。

6. 加入口数（保険金）

- (1) 加入は口数単位になっております。
- (2) 被保険者一人につき3口以上最高20口を限度とします。（20口を超えた分については無効となります）ただし、40歳6ヵ月超の方は18口、45歳6ヵ月超の方は15口、55歳6ヵ月超の方は10口、60歳6ヵ月超の方は5口を限度とします。
65歳6ヵ月超の方は更新のみの取扱いとし、3口を限度とします。

7. 加入口数の増口（保険金の増額）

- (1) 加入口数の増口ができる方の資格は「1. 加入資格」の場合と同様です。
- (2) 増口日（増額日）は増口の申込日によって「3. 加入日」の場合と同様とします。
- (3) 増口分についての効力は増口日（増額日）から発生します。したがって増口申込日から増口日までの間に発生した死亡あるいは不慮の事故については、増口がされてなかったものとして取扱います。
- (4) すでにご加入いただいている口数との合計が20口を超える場合は、その超えた分は無効となります。
- (5) 増口の申込手続きは、「加入申込書」に所定事項をご記入いただき被保険者の同意印・告知印・事業主印をご捺印のうえ、本所へご提出ください。

保障の種類について

この制度による保障の種類はつぎのとおりです。

なお、これらの保険金等は団体定期保険普通保険約款ならびに同災害保障特約条項にもとづいて支払われますので、詳細については＜団体定期保険の約款について＞（9頁）をご確認ください。

1. 死亡保険金

被保険者が加入日以後の保険期間中に亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。ただし、つぎの場合には死亡保険金はお支払いできません。

- ① 加入後1年未満の自殺によるとき
- ② 事業主または事業主（被保険者）が指定した保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ③ 戦争、その他の変乱によるとき

2. 高度障害保険金

被保険者が加入日以後の事故もしくは疾病により、保険期間中に高度障害状態（＜別表4＞給付割合表（19頁～20頁）の第1級をいいます）になられたとき高度障害保険金をお支払いします。ただし、つぎの場合には高度障害保険金はお支払いできません。

- ① 被保険者の故意により高度障害となったとき
- ② 事業主または事業主（被保険者）が指定した、保険金受取人が故意に被保険者を高度障害にしたとき
- ③ 戦争、その他の変乱が原因となって被保険者が高度障害となったとき

3. 災害保険金

被保険者が保険期間中に加入日以後の不慮の事故による傷害（＜別表2＞対象となる不慮の事故（18頁）に該当する場合をいいます）を直接の原因として、その事故の日から180日以内に亡くなられたとき、または保険期間中に所定の感染症により亡くなられたときに死亡保険金のほかに災害保険金をお支払いします。

4. 障害給付金

被保険者が加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内で、かつ保険期間中に障害状態（＜別表4＞給付割合表の身体障害第1級から第6級までに該当する場合をいいます）となったとき、その程度に応じて障害給付金をお支払いします。

5. 入院給付金

被保険者が加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に＜別表6＞に定める病院または診療所（23頁）に治療を目的として入院（＜別表7＞に定める入院（23頁））をされたとき入院給付金をお支払いします。
ただし、入院日数が5日未満の入院はその対象となりません。5日以上入院は保険期間中のその入院日数分（120日限度）をお支払いします。

つぎの場合には災害保険金、障害給付金、入院給付金はお支払いできません。

- ①事業主または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②事業主（被保険者）の指定した受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の犯罪行為によるとき
- ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転中または酒気帯び運転（これに相当する運転を含む）中に生じた事故によるとき
- ⑦地震、噴火または津波によるとき
- ⑧戦争、その他の変乱によるとき

保障額について

前項の保険金等の金額については＜別表1＞「死亡保険金、高度障害保険金、災害保険金、障害給付金および入院給付金額表」および＜別表4＞「給付割合表」をご参照ください。

見舞金・祝金について

見舞金制度は「災害保障特約付団体定期保険」では、保障の対象とならない部分、つまり不慮の事故による通院や病気による入院について見舞金を、また、祝金制度は結婚・成人・お子様が誕生した場合に祝金をお支払いするというもので、浜松商工会議所独自の自家共済制度です。

この制度は、制度運営費によって運営されており、巻末の「浜松商工会議所団体保険（プラタナス）共済制度見舞金・結婚・成人・出生祝金支給規程」によって実施されております。

1. 通院見舞金

加入者が不慮の事故により5回(5日)以上通院したとき、お支払いします。

2. 入院見舞金

加入者が病気により5日以上または30日以上入院したとき、お支払いします。

3. 見舞金の請求について

見舞金を請求する場合は、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。折り返し本所より見舞金請求書

(所定用紙)を送付しますので、所定事項をご記入捺印のうえ、医師の証明書をいただいて本所へご提出ください。

4. 結婚祝金

加入者が結婚したとき、お支払いします。

5. 成人祝金

加入者が成人したとき、お支払いします。

6. 出生祝金

加入者にお子様が生れたとき、お支払いします。

7. 結婚・成人・出生祝金の請求について

祝金を請求する場合は、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。折り返し本所よりお祝金申請書(所定用紙)を送付しますので、所定事項をご記入捺印のうえ、結婚祝金は証明書として婚姻届受理証明書、戸籍謄本または抄本のいずれかの写しを、成人祝金は身分証明書、健康保険者証、運転免許証のいずれかの写しを、出生祝金は母子健康手帳(出生届出済証明掲載頁)、出生届受理証明書、出生届出後の同居家族全員の住民票または戸籍謄本のいずれかの写しを添付のうえ、本所へご提出ください。

見舞金給付額表

(単位：円)

		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口
見舞金 (浜松商工会議所の自家共済)	あらゆる不慮の事故による5回(5日)以上の通院	一律 9,000	一律 12,000	一律 15,000	一律 18,000	一律 21,000	一律 24,000	一律 27,000	一律 30,000	一律 33,000	一律 36,000	一律 39,000	一律 42,000	一律 45,000	一律 48,000	一律 51,000	一律 54,000	一律 57,000	一律 60,000
	病気による 5日以上 の入院	一律 9,000	一律 12,000	一律 15,000	一律 18,000	一律 21,000	一律 24,000	一律 27,000	一律 30,000	一律 33,000	一律 36,000	一律 39,000	一律 42,000	一律 45,000	一律 48,000	一律 51,000	一律 54,000	一律 57,000	一律 60,000
	30日以上 の入院	一律 15,000	一律 20,000	一律 25,000	一律 30,000	一律 35,000	一律 40,000	一律 45,000	一律 50,000	一律 55,000	一律 60,000	一律 65,000	一律 70,000	一律 75,000	一律 80,000	一律 85,000	一律 90,000	一律 95,000	一律 100,000

祝金給付額表

(単位：円)

		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口
祝金	結婚祝金	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律	一律
	成人祝金	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000	32,000	34,000	36,000	38,000	40,000
	出生祝金																		

更新について

この制度は特に申し出のない限り、更新日(毎年4月1日)に自動的に更新して継続します。ただし、更新日現在における年齢により下記のとおり加入口数(保険金)の制限があり、自動的に減口(減額)または脱退の取扱いをします。

- 14歳6ヵ月超40歳6ヵ月までの方 20口限度
- 40歳6ヵ月超45歳6ヵ月までの方 18口限度
- 45歳6ヵ月超55歳6ヵ月までの方 15口限度
- 55歳6ヵ月超60歳6ヵ月までの方 10口限度
- 60歳6ヵ月超65歳6ヵ月までの方 5口限度
- 65歳6ヵ月超70歳6ヵ月までの方 ※ 3口限度 ※印は更新継続のみで新規加入はできません。
- 70歳6ヵ月超の方 契約満了

なお、70歳6ヵ月を超える方については、更新日の前日をもって、自動的に脱退の取扱いをします。

また、同一保険期間内における保険金等の支払額が著しく過大と認められる事業所または、著しく危険の増加した事業所については、保険契約の更新が認められない場合があります。

掛金の払込について

1. 掛 金

掛金をご加入日または毎年の更新日現在における年齢に応じ、月額掛金表のとおりとなります。

なお、この場合の年齢は満年で計算し、1年未満の端数月数については6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月を超えるものは切り上げて1年といたします。※6ヵ月ちょうどの場合は年齢が1歳上がります。

2. 掛金の振替日

- (1) 各被保険者についての掛金は初回から加入申込時に指定いただいた金融機関の預金口座より、一括して毎月22日（休日の場合は翌営業日）に自動振替させていただきます。
- (2) 毎月22日に自動振替させていただく掛金は、翌月分の掛金です。

3. 振替ができなかった場合の取扱い

- (1) 預金残高不足等の理由により掛金が振替できなかった場合は、その翌月に2ヵ月分の掛金を併せて自動振替させていただきます。
- (2) この制度のほか、他の共済制度にもご加入の事業所については、掛金の振替口座を同一口座にすることを原則として全制度の掛金を合算してその口座より自動振替させていただきます。したがって、預金残高が全制度の掛金合計額に満たないときは、全制度の加入者全員について振替ができないこととなります。
- (3) 前月振替ができなかったために当月2ヵ月分を振替手配させていただいた結果、該当口座の預金残高が2ヵ月分の掛金合計額に満たないなどの理由により再び振替できなかった場合は、自動的に脱退の取扱いをします。契約は最初に振替ができなかった月の末日をもってその口座の全被保険者について効力を失います。
- (4) 初回から2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、自動的に加入申込を取消したものとみなします。

4. 月額掛金表

平成21年4月1日改訂（単位：円）

口数		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口	
年 齢	性 別	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
死亡・高度傷害保険金		300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	
15歳	男性	1,068	1,424	1,780	2,136	2,492	2,848	3,204	3,560	3,762	3,964	4,166	4,368	4,570	4,772	4,974	5,176	5,378	5,580	
~35歳	女性	897	1,196	1,495	1,794	2,093	2,392	2,691	2,990	3,150	3,310	3,470	3,630	3,790	3,950	4,110	4,270	4,430	4,590	
36歳	男性	1,179	1,572	1,965	2,358	2,751	3,144	3,537	3,930	4,169	4,408	4,647	4,886	5,125	5,364	5,603	5,842	6,081	6,320	
~40歳	女性	1,032	1,376	1,720	2,064	2,408	2,752	3,096	3,440	3,645	3,850	4,055	4,260	4,465	4,670	4,875	5,080	5,285	5,490	
41歳	男性	1,338	1,784	2,230	2,676	3,122	3,568	4,014	4,460	4,752	5,044	5,336	5,628	5,920	6,212	6,504	6,796			
~45歳	女性	1,113	1,484	1,855	2,226	2,597	2,968	3,339	3,710	3,942	4,174	4,406	4,638	4,870	5,102	5,334	5,566			
46歳	男性	1,620	2,160	2,700	3,240	3,780	4,320	4,860	5,400	5,786	6,172	6,558	6,944	7,330						
~50歳	女性	1,269	1,692	2,115	2,538	2,961	3,384	3,807	4,230	4,514	4,798	5,082	5,366	5,650						
51歳	男性	2,061	2,748	3,435	4,122	4,809	5,496	6,183	6,870	7,403	7,936	8,469	9,002	9,535						
~55歳	女性	1,482	1,976	2,470	2,964	3,458	3,952	4,446	4,940	5,295	5,650	6,005	6,360	6,715						
56歳	男性	2,658	3,544	4,430	5,316	6,202	7,088	7,974	8,860											
~60歳	女性	1,659	2,212	2,765	3,318	3,871	4,424	4,977	5,530											
61歳	男性	3,549	4,732	5,915																
~65歳	女性	2,019	2,692	3,365																

66歳~70歳の方は更新継続される時の掛金で新規加入はできません。

66歳	男性	5,376
~70歳	女性	2,724

※1. 上表の掛金には1口(病氣死亡保険金100万円)につき101円の制度運営費が含まれています。

※2. 上表の掛金(制度運営費は除く)はこの制度の受託保険会社が主務官庁の認可を受けて定めている各年齢別の保険料率に基づいております。

※3. 掛金をご加入時の保険年齢により、その後は毎年4月1日現在の保険年齢(6ヵ月以下の端数は切り捨て6ヵ月超は、切上げて1年とします)により上表の掛金となります。

脱退・変更等の手続について

1. 変更の通知

ご契約の内容に下記のような変更が生じた場合は、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。

- (1) 退職等による脱退、加入口数の減口（減額）、加入者氏名の変更（改姓）等
- (2) 金融機関、口座番号、口座名義人、事業所名、所在地等の変更

折り返し本所より所定用紙（異動申込書等）を送付しますので、所定事項をご記入捺印のうえ、本所へご提出ください。

2. 変更日（異動年月日）

「異動申込書」により届け出いただいた変更事項は、申込書が本所に到着した日の翌月 1 日付を脱退日または減額日として変更されます。したがって退職者等の脱退の届け出は、必ず退職日の当月末までに被保険者証を添付して「異動申込書」により手続きをしてください。この場合、翌月の 1 日が脱退日となります。

※なお、年度途中で脱退した場合は、脱退お申し出の月末まで保障し、お申し出の翌月分の掛金（届け出いただいた月に振替した掛金）をお返しします。

- ・届け出が遅れて退職日の翌月になったときは、実際の退職日には関係なく届け出いただいた月の末日が脱退日となります。
- ・脱退日の翌月分の掛金（届け出いただいた月に振替する掛金）は、届け出いただいた時点ではすでに振替手配済みとなっておりますので、いったんは振替させていただきますが、翌月末掛金振替口座にお返しします。

保険金および給付金の請求手続について

1. 事故発生のご連絡

保険金あるいは給付金の支払対象となる事故が発生した場合、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。

2. 必要書類の受渡し

ご連絡があり次第本所より所定用紙（支払請求書等）を送付しますので、必要書類一式を取り揃え、所定事項をご記入捺印のうえ、本所へご提出ください。

（注意）被保険者が死亡・高度障害となられたときは、保険金等の請求時に、次の方が請求内容について了知（署名・捺印）していることが必要です。

〈死亡保険金・災害保険金の場合〉

労働基準法施行規則第 4 2 条および第 4 3 条に定める遺族補償を受けるべき者

〈高度障害保険金の場合〉被保険者

〈障害給付金・入院給付金の場合〉被保険者

3. 提出していただく書類

(1) 死亡保険金請求に必要な書類

- ・ 保険金支払請求書(所定用紙)
- ・ 死亡証明書(加入、増額後 1 年未満の死亡および事故死亡の場合は所定用紙)
- ・ 被保険者の死亡事実の記載のある住民票
- ・ 事故死亡のときは事故報告書(所定用紙)、交通事故証明書(交通事故の場合、写しでも可)
- ・ 被保険者証
 - ※事業主(被保険者)が指定した保険金受取人の戸籍抄本または謄本および印鑑証明書
 - ※被保険者と了知者との続柄について確認できる戸籍謄本

(2) 高度障害保険金請求に必要な書類

- ・ 保険金支払請求書(所定用紙)
- ・ 障害診断書(所定用紙)

- ・被保険者の住民票
 - ・事故が原因のときは事故報告書(所定用紙)、交通事故証明書(交通事故の場合、写しでも可)
 - ・被保険者証
- ※事業主(被保険者)が指定した保険金受取人の戸籍抄本または謄本および印鑑証明書

(3) 障害給付金請求に必要な書類

- ・給付金支払請求書(所定用紙)
- ・障害診断書(所定用紙)
- ・事故報告書(所定用紙)、交通事故証明書(交通事故の場合、写しでも可)

(4) 入院給付金請求に必要な書類

- ・給付金支払請求書(所定用紙)
 - ・入院証明書(所定用紙)
 - ・事故報告書(所定用紙)
- 交通事故証明書(交通事故の場合、写しでも可)

(注意)上記(1)～(4)の書類のほかに引受生命保険会社の指示により他の書類を提出していただく場合があります。※印は必要と認められる場合のみ提出していただきます。

事業主が請求するときは支払請求書に、死亡の場合は遺族、その他の場合は被保険者本人の了知(署名捺印)が必要です。

4. 保険金等の受取人

(1) 死亡保険金・災害保険金の場合

事業主(被保険者)が指定した保険金受取人にお支払いいたします。なお、指定された受取人が死亡(受取人の変更手続が未済のまま)している場合、指定受取人の順位をつぎのとおりとします。被保険者の①配偶者、②子(子が死亡している場合はその直系卑属)、③父母、④祖父母、⑤兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人の指定があったものとします。

(2) 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の場合

事業主(被保険者)が指定した保険金受取人が会社また個人事業主のときはこの保険金受取人に支払い、この保険金受取人が会社又は個人事業主以外の方のときは被保険者本人にお支払いします。

税務について

<記載の税務取扱は、平成21年7月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません>

1. 掛 金

(1) 法人事業所が負担する場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は、全額福利厚生費として損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にはなりません。ただし、法人が役員のみを加人させた場合で配当金等が役員個人に帰属することとなっている場合の掛金は、その役員の所得税の対象となりますのでご注意ください。

(2) 個人事業所が負担する場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額福利厚生費として必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にはなりません。

(3) 被保険者本人が負担する場合

個人事業主および従業員が自身のために負担した掛金は所得税法上、生命保険料控除の適用を受けられます。なお、この場合お払込掛金のうち、本制度の制度運営費を除いた金額が生命保険料控除の対象となります。(配当金がある場合は、この配当金も差し引きます)

(4) 生命保険料控除のため証明書の発行

生命保険料控除をうけるために必要な証明書については、毎年11月下旬より本所で発行依頼の受付をします。この依頼にもとづき12月初旬に生命保険料控除証明書を本所で発行し、送付します。

2. 死亡保険金・災害保険金

(1) 事業所が掛金を負担し、事業所が受取人である場合、事業所が受取った死亡保険金は雑収入として一旦収益に計上し、これを死亡退職金(注1)または弔慰金(注2)として支払った時点で損金(必要経費)扱いとなります。

(注1) 死亡退職金として相続人たる遺族に支払われた場合は、法定相続人数に500万円を乗じた金額まで相続税がかかりません。

(注2) 弔慰金として相続人たる遺族に支払われた場合は

①業務上死亡のときは賞与以外の普通給与の3年分

②業務外死亡のときは賞与以外の普通給与の6ヵ月分に相当する金額まで相続税がかかりません。

(2) 被保険者本人が掛金を負担し、その家族が受取人である場合

相続税法上非課税扱いの特典があります。ただし、非課税限度額は法定相続人数に500万円を乗じた額となります。

3. 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金

(1) 事業所が掛金を負担し、事業所が受取人である場合

事業所が受取った高度障害保険金、障害給付金、入院給付金は雑収入として一旦収益に計上し、これを見舞金(注3)として支払った時点で損金(必要経費)扱いとなります。

(注3) この見舞金については社会通念上妥当な金額であれば所得税は課せられません。

(2) 被保険者本人が掛金を負担し、本人が受取る場合

被保険者本人が受取った高度障害保険金、障害給付金、入院給付金は非課税とされる保険金等と見なされ、所得税は課せられません。

配当金について

毎年3月末日付で1年間の収支について決算をおこない、剰余金が生じたときは配当金として掛金振替口座へお支払いします。配当金は各委託生命保険会社のお支払時期の前年度決算および委託割合により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

なお、この配当金は生命保険会社が定める方法によって計算されます。

団体定期保険の約款について

つぎの各事項は、この制度の運営の基準となる生命保険会社の「団体定期保険普通保険約款および同災害保障特約条項」をこの制度との関連で要約したものです。責任の開始日(効力発生日)、保険金等が支払われる場合、支払われない場合等重要な事項が記されておりますので、ご加入に際し必ずご確認ください。

1. 告知義務

この団体定期保険(以下「この保険」といいます)への加入申込の際に生命保険会社が加入資格のある各被保険者(2頁参照)の健康状態に関し、書面で告知を求めた事項について、被保険者はその書面で生命保険会社に告知しなければなりません。(普通保険約款第8条)

2. 保険期間

この保険契約の保険期間は契約日(この制度の発足日である昭和49年10月1日をいいます)または「14. 保険契約の更新(13頁)」に定める更新日から起算して1年とします。(普通保険約款第9条)

3. 責任開始日（効力発生日）

各事業主からこの保険への加入申込を生命保険会社が承諾した場合、生命保険会社は加入日（この「しおり」に定める加入日をいいます。以下同じ）からこの保険の契約上の責任を開始します。なお、加入申込に際しては、被保険者の同意を必要とします。（普通保険約款第10、11条）

4. 保険料の計算

生命保険会社は毎年更新日にその日現在における被保険者の年齢および加入口数にもとづいて、この保険の保険料を計算し、その年度における保険料を定めます。（普通保険約款第12、13条）

5. 保険金等の支払

（1）死亡保険金の支払

- ①被保険者が保険期間中に死亡した場合は、その被保険者について定められた額の死亡保険金が生命保険会社から本所に支払われます。
- ②被保険者の生死が不明の場合でも、生命保険会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金が支払われます。
- ③本項①②の規程によって死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について高度障害保険金の請求があっても生命保険会社はこれを支払いません。（普通保険約款第19条）

（2）高度障害保険金の支払

- ①被保険者が加入日以後に傷害をうけ、または疾病によって保険期間中に別表4の給付割合表（以下「給付割合表」といいます）第1級に定める高度障害状態のいずれかになった場合は、その被保険者について定められた死亡保険金額と同額の高度障害保険金が生命保険会社から本所に支払われます。この場合、その被保険者の加入日前にすでに生じていた障害状態に、加入日以後の傷害、または疾病（加入日前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ②本項①の定めによって高度障害保険金が支払われた場合には、生命保険会社はその被保険者にかかる契約を高度障害状態になったときに消滅したものと取り扱います。（普通保険約款第21条）

（3）災害保険金の支払

- ①被保険者が保険期間中につきの各号のいずれかに該当した場合は、その被保険者について定められた額の災害保険金が生命保険会社から本所に支払われます。
 1. 被保険者が、その加入日以後に発生した別表2の「対象となる不慮の事故」に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます）により傷害をうけ、その傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。
 2. 被保険者がその加入日以後に発病した別表3に定める感染症を直接の原因として死亡したとき。
- ②生命保険会社は、本項①の定めによって災害保険金を支払う場合に、その被保険者について災害保険金の支払の原因となった不慮の事故と同一の事故を原因として「（4）障害給付金の支払」に定める障害給付金の支払請求を受け、あるいはすでに支払っているときには、その金額を支払うべき災害保険金額から差し引きます。
- ③本項①の定めによる災害保険金の支払後に同一の被保険者について、災害保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故を原因とする障害給付金の支払請求を受けても生命保険会社はこれを支払いません。（特約条項第5条）

（4）障害給付金の支払

- ①被保険者がその加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ保険期間中に給付割合表に定める身体障害のいずれかの状態に該当した場合は「（5）障害給付金の額」に定める障害給付金が生命保険会社から本所に支払われます。
- ②本項①において同一の被保険者について2回以上にわたって障害給付金の支払事由が発生した場合、その支払事由が同一の不慮の事故によるときは、通算して災害保険金の10割が限度となり、また異なる不慮の事故によるときは、同一の保険期間において通算して災害保険金の10割が限度となります。（特約条項第7条）

(5) 障害給付金の額

- ①生命保険会社から支払われる障害給付の額はつぎの各号のとおりとなります。
 1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合は、その被保険者について定められた災害保険金額に給付割合表のその種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
 2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごとに前号1の規定を適用して得られる金額の合計額。ただし、別表5に定める身体の同一部位(以下「同一部位」といいます)に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目についてのみ前号1の定めを適用して得られる金額。
- ②本項①の各号の適用にあたって、すでに給付割合表に該当する身体障害があり、その障害(本項において「前障害」といいます)と同一部位に新たに生じた身体障害については、前障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合が、その身体障害についての給付割合となります。(特約条項第8条)

(6) 入院給付金の支払

- ①被保険者がその加入日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に別表6に定める病院または診療所に別表7に定める入院をし、かつその傷害の治療を目的とする入院日数が5日以上となった場合は、その被保険者について定められた災害保険金額の1,000分の1.5に保険期間中のその入院日数を乗じて得られる金額が入院給付金として生命保険会社から本所に支払われます。
- ②同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算して本項①の定めが適用されます。
- ③被保険者が本項①②に定める入院を保険期間中に開始し、保険期間の満了日を含んで引き続き入院している場合に、この特約が更新されないとき、またはその被保険者がこの特約の更新時にこの保険契約から除外されたときは、この保険期間経過後の入院日数(その入院の退院日までの入院日数をいいます)に関しては、保険期間中の入院として本項①②に定めるところによって入院給付金が支払われます。
- ④同一の被保険者についての入院給付金は、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます)が限度となります。
- ⑤同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複しては支払われません。
- ⑥本項⑤の定めによって入院給付金の支払われない入院日数は、本項④に定める同一の不慮の事故による入院給付金の支払限度の入院日数の計算には算入されません。(特約条項第10条)

6. 保険金等が支払われない場合

(1) 死亡保険金が支払われない場合

死亡保険金の支払事由がつぎの各号のいずれかによって生じた場合には生命保険会社は死亡保険金を支払いません。

- ①被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入日から起算して1年を越えて継続して被保険者であった場合には死亡保険金が支払われます。
- ②事業主の故意
- ③死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その他の死亡保険金受取人にその残額が支払われます。
- ④戦争、その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者数の増加の程度に応じ、死亡保険金を支払い、または削減された金額が支払われます。(普通保険約款第24条)

(2) 高度障害保険金が支払われない場合

高度障害保険金の支払事由がつぎの各号のいずれかによって生じた場合には、生命保険会社は高度障害保険金を支払いません。

- ①事業主または被保険者の故意
- ②高度障害保険金受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人に支払います。
- ③戦争その他の変乱。この場合には前項④のただし書が準用されます。(普通保険約款第25条)

(3) 災害保険金、障害給付金または入院給付金が支払われない場合

① 災害保険金、障害給付金または入院給付金の支払事由が下記の各号のいずれかによって生じた場合には、生命保険会社は災害保険金、障害給付金または入院給付金を支払いません。

＜1＞事業主または被保険者の故意または重大な過失によるとき。

＜2＞受取人の故意または重大な過失によるとき。ただしその者が一部の受取人である場合には、その他の受取人にその残額が支払われます。

＜3＞被保険者の犯罪行為によるとき。

＜4＞被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき。

＜5＞被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。

＜6＞被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

＜7＞被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

＜8＞地震、噴火または津波によるとき。

＜9＞戦争、その他の変乱によるとき。

② ＜8＞または＜9＞の事由によって死亡し、または身体障害の状態になり、または入院した被保険者の数の増加の程度に応じ、災害保険金、障害給付金または入院給付金を支払または削減された金額が支払われます。(特約条項第14条)

7. 告知義務違反による解除

(1) 「1. 告知義務」に定める告知の際に、事業主または被保険者自身が故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には生命保険会社はその被保険者についての契約を将来に向かって解除することができます。ただし、生命保険会社はその事実を知っていた場合、または過失のため知らなかった場合には解除できません。

(2) 被保険者が死亡し、または高度障害状態になった後においても、生命保険会社は前項の定めによってその被保険者についての契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金または高度障害保険金が支払われません。もし、すでに死亡保険金または高度障害保険金が支払われているときは、その返還を請求されます。ただし、事業主、被保険者または保険金受取人が、被保険者の死亡または高度障害状態が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合には、死亡保険金または高度障害保険金が支払われます。

(3) 告知義務違反による解除は、生命保険会社より本所に対する通知によって行われます。(本所が前項による通知を受けたときは、遅滞なくその旨を事業主に通知します。ただし、正当な事由によって事業主に通知できない場合には被保険者または保険金受取人に通知します)

(4) 告知義務違反のときの生命保険会社の解除権は下記の各号の場合には消滅します。

① 生命保険会社が解除の原因を知ったとき(正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができるとき)から1ヵ月以内に解除しなかったとき。

② その被保険者の加入日から起算して1年以内に死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じなかったとき。(普通保険約款第27条)

8. その他の解除等

(1) 生命保険会社は告知義務違反による解除のほか事業主が正当な事由なしに「13. 必要事項の報告」の定め違反したときには、その事業主にかかる事業所の契約を将来に向かって解除することができます。

(2) 生命保険会社は、危険の著しい増加を知った場合は、危険の著しく増加した時にさかのぼってこの保険契約を解除することができます。

(3) 「7. 告知義務違反による解除」(3)(4)の定めは、本項による解除の場合に準用します。

(4) 詐欺または不法取得目的による無効

① この保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合には、この保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② この保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、保険契約者または被保険者に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。(普通保険約款第28、30条)

9. 保険金等の請求手続

- (1) 保険金等の請求に際して生命保険会社所定の書類(7頁)「保険金および給付金の請求手続について」に定める書類をいいます)により請求することを要します。
- (2) 生命保険会社が必要と認めるときは、上記の書類以外の書類の提出を求め、さらに事実の確認をおこなうことがあります。
- (3) 生命保険会社より本所への保険金等の支払は、生命保険会社において事実の確認等のため、特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が本所を経由して生命保険会社に到着後7日以内におこなわれます。
- (4) 事実の確認に際し、事業主、被保険者または保険金受取人が保険会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。また保険会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。(普通保険約款第20、22、23条) (特約条項第6、9、11、12条)

10. 死亡保険金額の増額(加入口数の増口)

- (1) 事業主は、被保険者の同意および生命保険会社の承諾を得て(3頁)「加入口数」に定める限度内で保険契約の全部または一部の被保険者について死亡保険金額(口数)を増額(増口)することができます。
- (2) 「1. 告知義務」「3. 責任開始日」「6. 保険金等が支払われない場合(1)①」「7. 告知義務違反による解除」および「12. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理」の定めは前項による死亡保険金の増額の場合に、その増額部分について準用されます。(普通保険約款第32条)

11. 危険の増加

事業主は、業務の種類、就業の場所またはその設備その他の変更によって事業所または被保険者についての業務上の危険が著しく増加した場合には、2週間以内にその旨を生命保険会社に通知することを要します。(普通保険約款第38条)

12. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理

(1) 年齢の計算

被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数月数については6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月を超えるものは切り上げて1年とします。(普通保険約款第40条)

(2) 年齢または性別の誤りの処理

被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合には、つぎのとおり取り扱います。

①その被保険者の加入日およびその事実が発見された時の実際の年齢が(2頁)「加入資格」に定める年齢の範囲外であったときは、この保険契約のその被保険者に対する部分は無効となり保険料を更正します。

②前号以外の場合は、生命保険会社の定める方法で処理されます。

③被保険者の性別の誤りがあった場合には生命保険会社の定める方法で処理されます。(普通保険約款第41条)

13. 必要事項の報告

事業主は生命保険会社が被保険者の就業状況その他この保険契約上必要な事項について照会した場合には、遅滞なく報告することを要します。(普通保険約款第42条)

14. 保険契約の更新

この保険契約は、保険期間の満了の日までに事業主から本所に更新しない旨の通知がない限り、保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されることになり、この日が更新日となります。

15. 配当金

生命保険会社は、毎年この保険の保険期間満了日現在で生命保険会社の定める方法で配当金を計算しこれを本所に支払います。(普通保険約款第43条)

16. 時効

死亡保険金、高度障害保険金、その他この保険契約にもとづく諸支払金を請求する権利は、その支払事由が

生じた時から3年間請求がない場合には消滅します。(普通保険約款第46条)

浜松商工会議所団体保険（プラタナス）

共済制度見舞金・結婚・成人・出生祝金支給規程

（この規程の趣旨）

この規程は加入者が不慮の事故によって通院した時、または病気の治療を目的として入院した時、それぞれ一定の通院日数、入院日数を超えた場合に見舞金、また結婚をした時に結婚祝金・成人した時に成人祝金・お子様が誕生した時に出生祝金を支払うことを主な目的とします。

（責任開始期）

第1条 この規程は団体保険（プラタナス）共済制度（以下「主契約」といいます。）の加入日と同時に効力を有します。

（保障期間）

第2条 この規程の保障期間は主契約の保障期間と同一とします。

（失効）

第3条 主契約が効力を失った場合にはこの規程も同時に効力を失います。

（見舞金の支払）

第4条 会議所は、加入者がこの規程の保障期間中に次の各号のいずれかに該当した場合に、その加入者について定められた額の見舞金を支払います。

- （1）不慮の事故を原因として、5回（5日）以上通院した時は、その一事故につき1口につき一律3,000円とする。
- （2）①病気の治療を目的として、5日以上29日以下の入院の時は、1口につき一律3,000円とする。
②病気の治療を目的として、30日以上入院の時は、1口につき一律5,000円とする。
ただし、同一の病気の治療を目的として2回以上入院し、その入院日数が30日以上となった時は、1口につき一律5,000円を限度とする。

（結婚・成人・出生祝金の支払）

第5条 会議所は、加入者がこの規程の保障期間中に下記事項に該当した場合にその加入者について定められた額の結婚・成人・出生祝金を支払います。

2. 給付要件

- （1）加入後、6ケ月経過していること
- （2）増口後、6ケ月経過していること

但し、6ケ月を経過していない場合は、増口前の口数を支給対象とする。

3. 給付額

- （1）加入者が結婚した時は、1口につき 一律2,000円とする。

- (2) 加入者が成人した時は、1口につき一律2,000円とする。
- (3) 加入者またはその配偶者が出産した時は、1口につき一律2,000円とする。

(見舞金の請求手続)

第6条 加入者は、第4条に規程する見舞金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに会議所に通知していただきます。

- 2 見舞金の受取人は会議所に次の書類を提出して見舞金を請求していただきます。
 - ・見舞金請求書
- 3 会議所は前項以外の書類の提出を求める場合もあります。

(結婚・成人・出生祝金の請求手続)

第7条 加入者は、第5条に規程する結婚祝金の支払、成人祝金の支払、出生祝金の支払事由が生じたことを知った場合は、すみやかに会議所に通知していただきます。

- 2 結婚、成人、出生祝金の受取人は会議所に次の書類を提出して結婚、成人、出生祝金を請求していただきます。
 - ・団体保険（プラタナス）共済制度御祝金申請書
 - ・結婚祝金は証明書として婚姻受理証明書、戸籍謄本または抄本のいずれかの写し。
 - ・成人祝金は身分証明書、健康保険者証、運転免許証のいずれかの写し。
 - ・出生祝金の証明書として母子健康手帳（出生届出済証明掲載頁）、出生届受理証明書、出生届け出後の同居家族全員の住民票または戸籍謄本のいずれかの写し。
- 3 会議所は前項以外の書類の提出を求める場合もあります。

(見舞金・結婚・成人・出生祝金を支払わない場合)

第8条 会議所は、加入者が第4条、第5条の指定に該当した場合であっても、次の各号による時は、見舞金・結婚・成人・出生祝金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の申請による時
- (2) 見舞金受取人の故意による時
- (3) 結婚・成人・出生祝金受取人の虚偽の申請による時
- (4) 結婚・成人・出生祝金の受取のみを目的に、故意による加入後、直ちの減口、または、増口後、直ちの減口があった場合は、祝金支払いの停止、または、増口前の口数により支払うものとする。

(時効)

- 第9条 見舞金を請求する権利は、その支払事由が生じた時から3年間請求がない場合には消滅します。
- 2 結婚祝金を請求する権利は、婚姻届け提出後、1年間請求がない場合には消滅します。
 - 3 成人祝金を請求する権利は、満20歳の誕生日を迎えた後、1年間請求がない場合には消滅します。
 - 4 出生祝金を請求する権利は、出生届け出提出後、1年間請求がない場合には消滅します。

(その他)

第10条 この規程に別段定めがない場合にはその都度協議します。

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

(実施の時期)

1. 本規定は、昭和52年4月1日から施行する。

(第4条改定)

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、平成9年4月1日から施行する。

(結婚・成人祝金を付加する)

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、平成15年4月1日から施行する。

(出生祝金を付加する)

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、平成18年6月1日から施行する。

(結婚・成人・出生祝金の支払給付要件を付加する。)

〈別表 1〉 死亡保険金、高度障害保険金、災害保険金、障害給付金および入院給付金額表

口 数 保険の種類		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口
		1	死亡保険金 (万円)	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800
2	高度障害保険金 (万円)	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000
3	災害保険金 (万円) *死亡保険金 に加算	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
4	障害給付金 (万円) 第1級～第6級 (程度により)	30 ～	40 ～	50 ～	60 ～	70 ～	80 ～	90 ～	100 ～	100 ～	100 ～	100 ～	100 ～	100 ～	100 ～	100 ～	100 ～	100 ～	100 ～
		300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
5	入院給付金(円) *1日につき (120日限度)	4,500	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

〈別表2〉対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処理で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動揺(E903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

〈別表3〉対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病・傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りま)	U04

〈別表4〉給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	3割

	26.10 足指の用を全く永久に失ったもの 27.1 足の5足指を失ったもの	
第5級	28.1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37.1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

(備考)

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

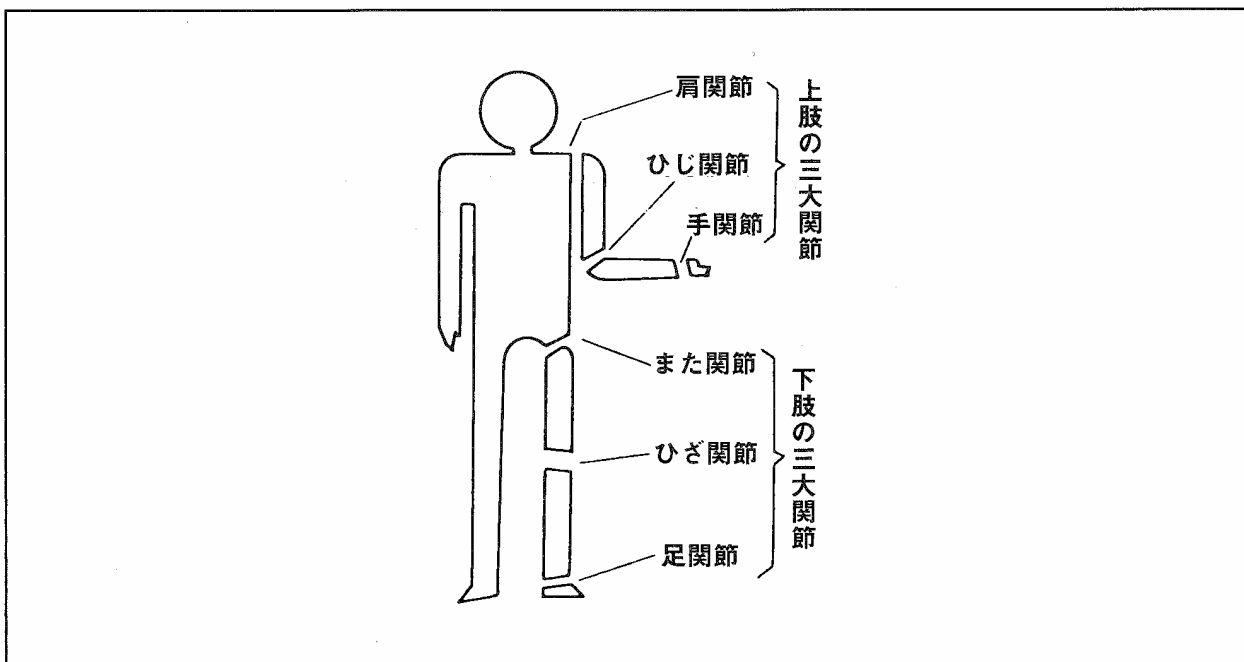
- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4 \cdot (a + 2b + c)$ の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で、回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4 \cdot (a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で、回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で、回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で、回復の見込がない場合をいいます。

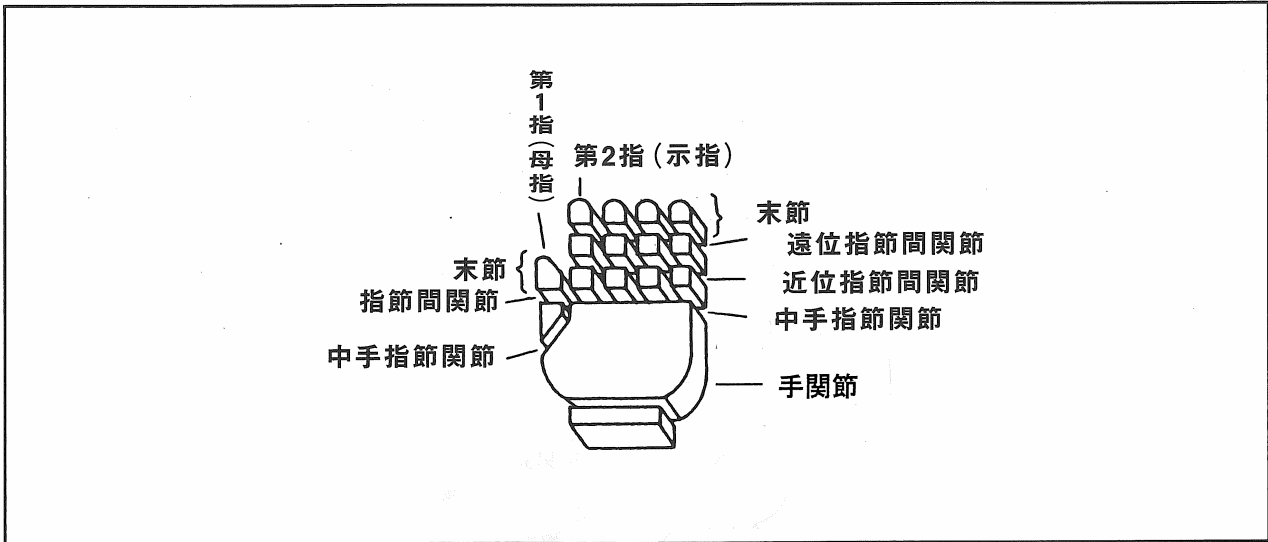


8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が、通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

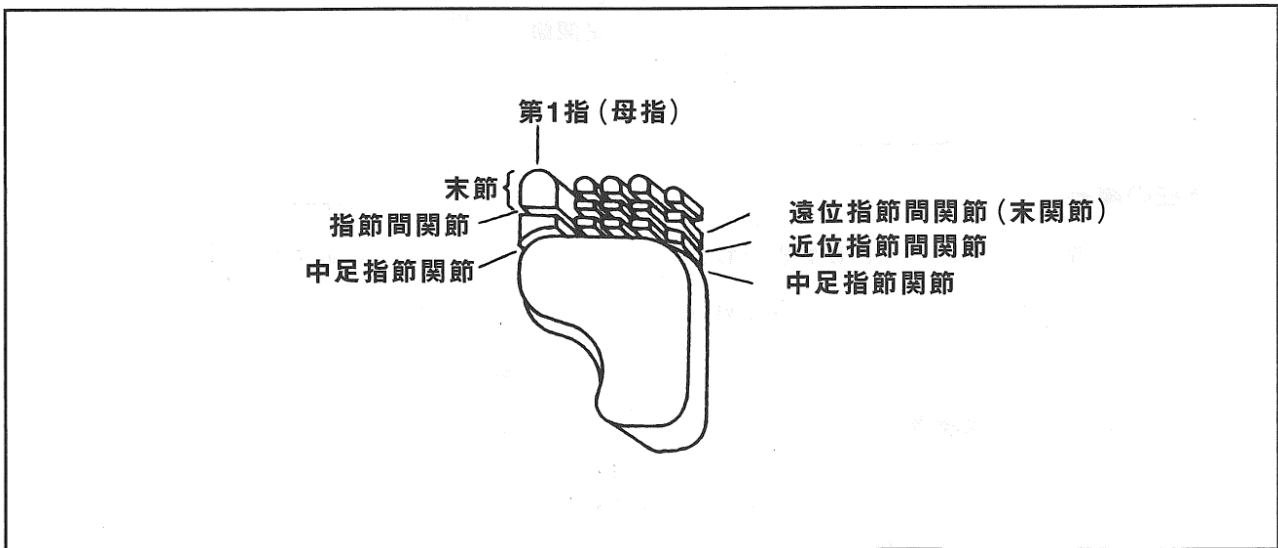
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。



10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。



<別表5>身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表4の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

<別表6>病院または診療所

「病院または診療所」とは次の(1)、(2)のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）
- (2) (1) の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

<別表7>入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

個人情報のお取扱いについて

浜松商工会議所（以下「本会議所」という。）は、当制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄）を当制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社（日本システム収納株式会社）へ提供します。委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。

また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、本会議所、再保険会社および他の保険会社等に提供します。事務委託会社は、受領した個人情報を、口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

ー保険金受取人の個人情報のお取扱いについてー

ご指定いただいた保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ー委託保険会社における機微（センシティブ）情報のお取扱いについてー

個人情報のうち保健医療等の機微（センシティブ）情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。